

# 三芳町水道ビジョン・経営戦略【概要版】

計画期間 令和7年度～令和16年度

## 第1章 水道ビジョン・経営戦略の改訂

### 1 改訂の趣旨と位置づけ

平成27年4月に水道事業の基本方針である「三芳町水道事業ビジョン」を策定してから10年が経過し、人口減少による水需要の減少や少子高齢化による労働力不足、水道インフラの老朽化の進行や激甚化し頻発する自然災害等、昨今の水道事業を取り巻く社会情勢は変化しています。

このような状況を踏まえ、新たに水道事業の進むべき方向性と施策を定めるために、「三芳町水道事業ビジョン」において実施した取組について、改善すべき点や引き継いでいくべき点の整理を行いました。その結果に基づき、「三芳町水道事業ビジョン」を中長期的な経営の基本方針を定めた「三芳町水道事業経営戦略」と一体にし、「三芳町水道ビジョン・経営戦略」(以下「本水道ビジョン・経営戦略」という。)として改訂しました。

本水道ビジョン・経営戦略は、図1に示すとおり、国土交通省が策定を推奨する「新水道ビジョン」、総務省が地方公営企業に策定を要請する「経営戦略」及び本町の全体計画である「三芳町第6次総合計画」を上位計画とし、本町水道事業が目指す基本理念と目標達成のための具体的な施策を示しています。

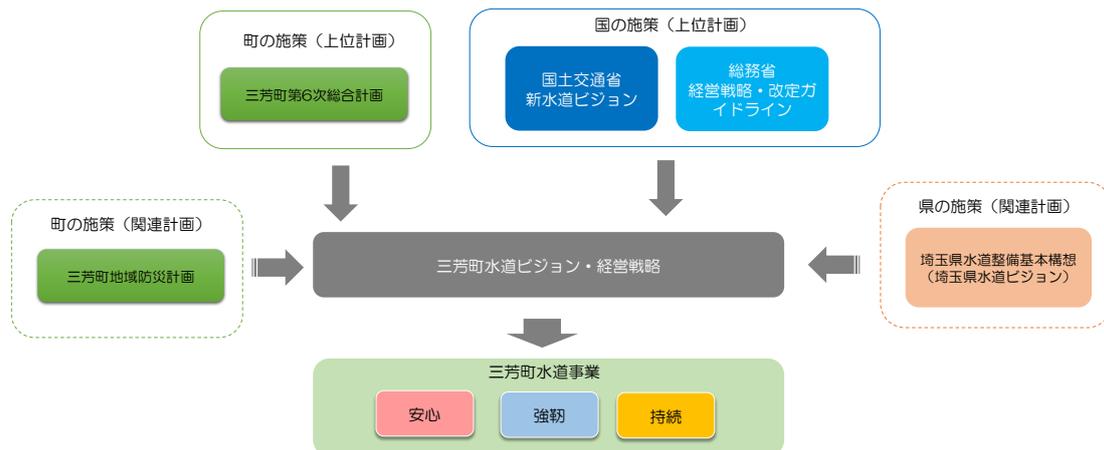


図1 計画の位置づけ

### 2 計画期間

本水道ビジョン・経営戦略の計画期間は、図2に示すとおり、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、水道ビジョンはおおむね10年ごと、経営戦略はおおむね5年ごとに必要に応じて計画の見直しを行います。



図2 計画期間

## 第2章 水道事業の概要

三芳町は、昭和40年代に入って多くの住宅、工場が進出し、めざましい人口増を示したことから、昭和43年3月に創設事業の認可を受け、翌昭和44年6月に水道事業を開始しました。その後、昭和49年に埼玉県営水道(大久保浄水場)から受水を開始し、平成24年度には第4期拡張事業変更認可を受け計画給水人40,500人、一日最大給水量24,000m<sup>3</sup>/日となり現在に至っています。

令和5年度における年間総有収水量は、4,781,697m<sup>3</sup>で、有収率は97.27%となっています。

表1 令和5年度における水道事業の実績

項目	実績
年間総配水量	4,915,891m <sup>3</sup>
年間総有収水量	4,781,697m <sup>3</sup>
有収率	97.27%
一日平均配水量	13,431m <sup>3</sup>
一日最大配水量	15,381m <sup>3</sup>
負荷率	87.32%

出典:三芳町水道事業会計決算書

## 第3章 水道事業の現状分析・評価と将来予測

### 1 これまでの取組に対する評価

「安全」「強靱」「持続」の3つの基本方針と目標を掲げ、目標達成のための具体的な施策を以下のとおり実施してきました。

#### (1) 安全

安全な給水を確保するため、「安心・安全な水道水の供給」「給水装置・貯水槽水道の管理」の2つの基本施策を中心にすべての住民が安心しておいしく飲める水道水の供給に努めています。

施策	実施状況
安心・安全な水道水の供給	<ul style="list-style-type: none"><li>取水井の管理は、定期的に改修工事を行い、取水能力の維持・確保に努めています。</li><li>自己水源(地下水)と県営水道からの受水による2水系からの給水を堅持しています。</li><li>水道水は国による水質基準を遵守しています。また、水道水の安全性をお知らせするため、水質検査計画及び浄水水質検査結果は本町ホームページに毎年公表しています。</li></ul>
給水装置・貯水槽水道の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>貯水槽水道の管理を強化するために、町のホームページを通じて利用者に情報提供を行っています。</li><li>給水装置の適正な維持管理のために、給水台帳の充実や水道使用者からの問合せに対して適切に対応し、給水装置による事故の防止に努めています。</li><li>直結給水について町のホームページを通じて情報提供を行い、直接給水の普及促進に努めています。</li></ul>

#### (2) 強靱

強靱な水道を構築するため、「地震対策」「渇水対策」「応急給水実施の確保」「応急復旧体制の整備」の4つの基本施策を中心に、いつでもどこでも安定的に水道水を確保できるように努めています。

施策	実施状況
地震対策	<ul style="list-style-type: none"><li>耐震基準に基づいた浄水場施設の耐震化は、平成25年度に完了しています。引き続き計画的に浄水場整備事業を実施し、定期的な点検や維持管理、更新工事を実施していきます。</li><li>管路は、導水管及び配水管の布設替え工事を実施し、耐震化を実施しています。</li></ul>
渇水対策	<ul style="list-style-type: none"><li>渇水対策として、本町の自己水源(地下水)と埼玉県営水道からの受水を確保し、2水系からの給水を行う体制を堅持しています。</li><li>渇水時には町のホームページを通じて情報を発信しています。</li></ul>

施策	実施状況
応急給水実施の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生や事故等による給水停止に備えて、給水車・応急給水ユニット等の資機材を備蓄しています。</li> <li>災害時には十分な職員の確保が困難となる可能性があることから、住民自ら応急給水拠点の運営に協力していただけるように広報で呼びかけ、地域連携避難訓練を行っています。</li> <li>浄水場では、応急給水の拠点として、災害時に備えて応急給水に必要な資機材を備蓄し、管理を行っています。</li> </ul>
応急復旧体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年 1 月に「危機管理マニュアル」を改訂し、令和 2 年 4 月に「三芳町水道事業新型インフルエンザ等対策マニュアル」を策定しました。</li> <li>富士見市と相互に融通ができるように、「水道緊急連絡管の整備及び相互応急給水に関する協定書」を締結し、連絡管操作の合同訓練を毎年実施しています。</li> <li>令和 6 年 1 月の能登半島地震発生による断水に伴い、日本水道協会埼玉県支部の依頼に基づき、令和 6 年 2 月に職員 3 名と給水車 1 台で、被災地の応急給水活動を実施しました。</li> </ul>



富士見市連絡管操作の合同訓練



能登半島地震相互応援協定による  
応援給水活動

### (3) 持続

持続可能な事業を運営するため、「将来にわたる水源の確保」「健全な事業経営の推進」「技術基盤の確保、利用者サービスの向上」「計画的な施設の更新・整備」「資源の有効活用」「省エネルギーの推進」の6つの基本施策を中心に効率的な事業運営に努めています。

施策	実施状況
将来にわたる水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の自己水源(地下水)と県営水道からの受水を確保し、2水系からの給水を行うことにより濁水や水質事故、地震等の災害に強い給水体制を構築しています。</li> <li>バックアップ施設として、地下水の適正揚水に努めつつ、地下水の取水施設の機能を維持させ、将来にわたって利用可能となるよう施設の保全と管理を行っています。</li> </ul>
健全な事業経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度に配水ポンプをインバータ制御に変更し、回転数を調整することでエネルギーの効率化を図りました。</li> <li>PayB(ペイビー)による上下水道料金の支払いを整備しました。</li> <li>平成 31 年 3 月に三芳町水道事業経営戦略を策定しました。</li> <li>令和 5 年度から浄水場庁舎の屋上に太陽光パネルを整備し、事務所の照明設備動力を削減、電気自動車及び充電スタンドを整備することで環境負荷を低減しました。</li> <li>業務指標(PI)を活用した業務評価を実施しました。</li> </ul>
技術基盤の確保、利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度から浄水場の運転管理を職員の監督の下で民間会社に委託しています。</li> <li>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に水質検査業務を委託しています。</li> <li>日本水道協会等の講習会等の研修に参加し、職員の技術力の向上に努めています。</li> <li>水道技術管理者が業務に従事する職員への指導・監督を実施し、技術研鑽に努めています。</li> <li>住民の水道事業への理解が深まるように、町のホームページを利用して、住民へ情報を提供しています。</li> <li>水道メーター検針業務、窓口サービス・電話問合せ対応業務を職員の監督の下で民間会社に委託し、人材不足による業務負担を軽減しつつ、業務の効率化を図っています。</li> </ul>

施策	実施状況
計画的な施設の更新・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度から浄水場の改修事業に着手し、浄水場整備事業を計画的に実施しています。</li> <li>平成 27 年度から令和 5 年度まで(9年間)に、管路整備事業を約 11.3 億円実施しました。累計管路布設延長は約 9.5km です。</li> <li>また、デジタル技術を活用した新たな取組として、令和6年度に AI を活用した管路の劣化度診断調査を行いました。</li> <li>高区配水区域においては、適正な配水圧を確保するため、平成 26 年度から平成 28 年度までの間に新たな基幹配水管を布設しました。</li> </ul>
資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 5 年度の有効率は 97.3%と高い水準にあることから、管路の漏水率は低いことが把握できます。</li> </ul>
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水ポンプは、インバータ制御に更新し、省エネルギー化を図りました。また、巡回車は電気自動車に変更することで、エネルギー利用の効率化を図りました。</li> <li>令和 6 年度には太陽光パネル(浄水場庁舎の屋上)及び電気自動車充電スタンド(V2H)※を設置し、巡回車(電気自動車)及び浄水場事務所内照明の給電に利用しています。</li> </ul>

※V2H とは、電気自動車(EV)等のバッテリーに蓄えられた電力を家庭で使用できる技術やシステムのことで、太陽光パネル等の再生可能エネルギーで発電した電力を家庭で使用する際に、EV バッテリーに充電し、必要に応じて供給することが可能です。



浄水場庁舎の屋上に設置した太陽光パネル



公務用の電気自動車と充電スタンド

## 2 将来予測

「水需要予測」「水道インフラの更新費用」「給水収入の見通し」について、将来予測を行い、下記のとおり課題を整理しました。

項目	実施状況	参照図
水需要予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水人口の減少に伴い有収水量も減少するため、料金収入が減少していきます。</li> <li>将来需要の減少に伴い、将来需要の減少を見据えた管路のダウンサイジングを検討する必要があります。</li> </ul>	図 3
水道インフラの更新費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新すべき水道インフラの優先順位を検討し、計画的な更新計画を策定する必要があります。</li> <li>ポンプ設備などの修繕により延命化が図れる設備については、保全計画を策定し、費用の縮減を図る必要があります。</li> <li>法定耐用年数(40 年)で更新すると、単年度における更新費用が膨大となるため、更新費用の平準化を図る必要があります。</li> </ul>	図 4
給水収入の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>有収水量の減少に伴い、給水収益は令和7年度以降緩やかに減少することが見込まれます。</li> <li>将来にわたって持続的に安定した水道事業運営及び水道事業の基盤強化を図るために、適切な水道料金の見直しや施設整備の財源確保が必要となります。</li> </ul>	図 5

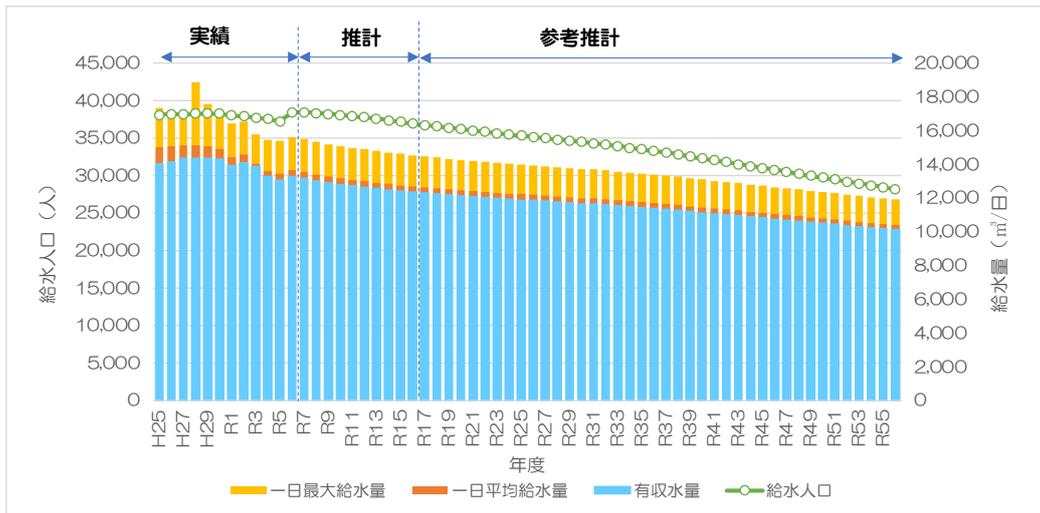


図 3 給水人口及び給水量の推計結果(実績と推計)

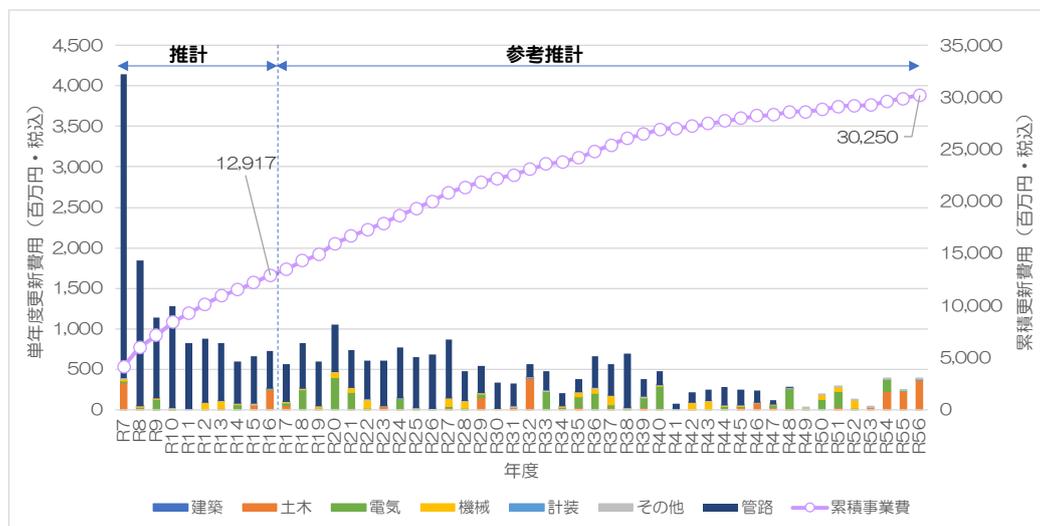


図 4 更新費用(法定耐用年数で事業費を算出)

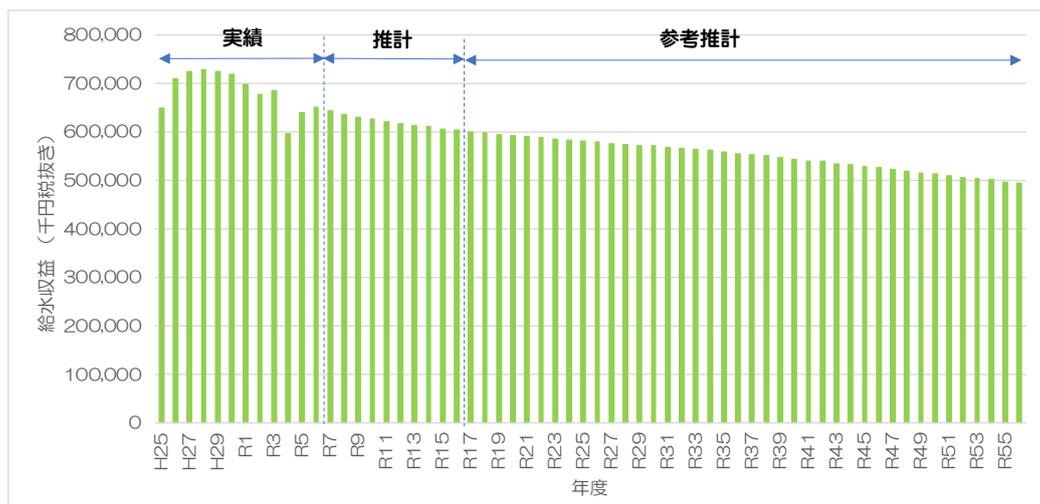


図 5 給水収益の見通し(現行の料金水準)

## 第4章 水道事業の将来像

### 1 基本理念及び基本方針

本水道ビジョン・経営戦略の基本理念と基本方針は、「三芳町水道事業ビジョン(平成 27 年 5 月)」で掲げた基本理念である「安心で安定した水の供給」と基本方針である「安全」「強靱」「持続」を引き続き継承します。

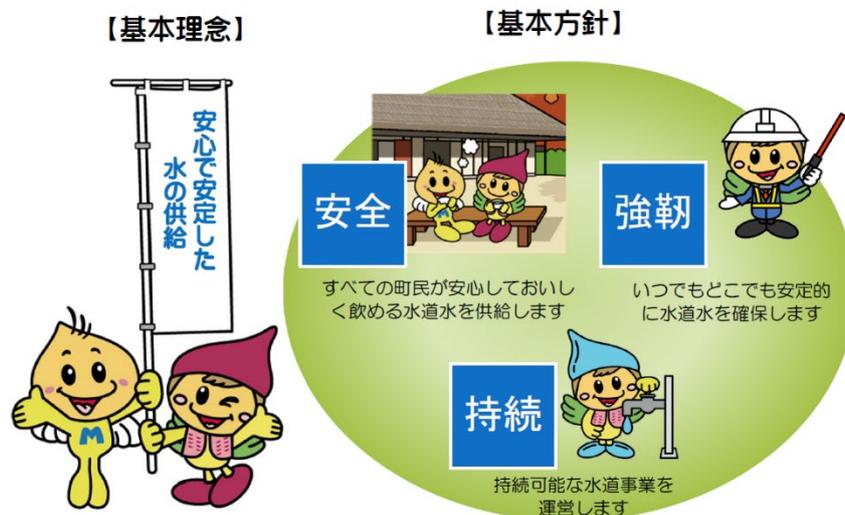


図 6 三芳町水道ビジョンの基本理念と基本方針

### 2 水道事業の目標

基本理念や基本方針に基づき、目指すべき目標を図 7 のとおり定めます。

本水道ビジョン・経営戦略の目標は、「三芳町水道事業ビジョン(平成 27 年 5 月)」で掲げた水道事業運営の目標を継承しますが、強靱における目標である「強靱な水道」については、能登半島地震の教訓を生かし、ソフト面やハード面も含めた「災害の備えの充実」に変更しました。

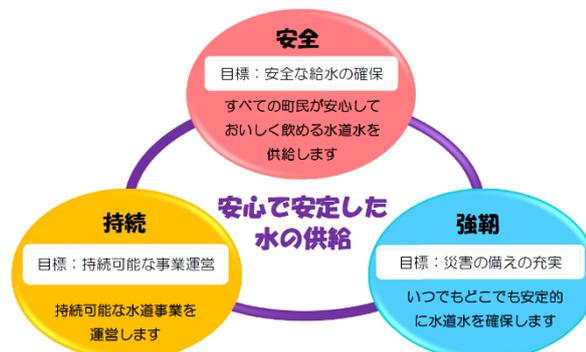


図 7 三芳町水道ビジョン・経営戦略の目標

## 第5章 具体的な施策

第 3 章で示した水道事業の現状分析、評価、及び将来予測結果を踏まえ、図 8 に示す本町水道ビジョン・経営戦略の体系的概念に基づいて、第 4 章で設定した水道事業の目標を達成するための具体的な施策を表 2 に示します。

目標の達成に向けて、ここで掲げた具体的な施策(アクション)を着実に実行していきます。



図 8 三芳町水道ビジョン・経営戦略の体系概念

表 2 具体的な施策(新旧比較)

基本理念

安心で安定した水の供給

		水道事業ビジョン(H27~R6)		水道ビジョン・経営戦略(R7~R16)	
基本理念	安心で安定した水の供給	安全	安全な給水の確保	1-1 安心・安全な水道水の供給	1-1 安心・安全な水道水の供給
				①地下水の水質管理 施策継続	①統合的な水質管理
				②水系からの給水の堅持 施策継続	②将来にわたる水源の確保
				③統合的な水質管理 施策継続	①埼玉県営水道との連携による広域的な水源確保
				1-2 給水装置・貯水槽水道の管理	②地下水の水源保全と管理
				①貯水槽水道の管理強化 実施済み	
				②給水装置による事故の防止 実施済み	
				③直結給水の普及促進 実施済み	
基本理念	安心で安定した水の供給	強靱	強靱な水道	2-1 地震対策	2-1 地震対策
				①地震に強い水道の構築 施策継続	①管路の耐震化 New
				2-2 漏水対策	②上下水道一体の耐震化 New
				①漏水に強い水道の構築 施策継続	
				2-3 応急給水実施の確保	2-2 危機管理体制の整備
				①応急給水体制の整備 施策継続	①応急給水体制の充実
				②応急給水に必要な資機材の確保 施策継続	②応急給水に必要な資機材の管理
				2-4 応急復旧体制の整備	③各種業務マニュアルの策定
				①危機管理マニュアルの策定 実施済み	④相互応援協定等による応急復旧体制の強化
				②相互応援協定等による応急復旧体制の整備 施策継続	
基本理念	安心で安定した水の供給	持続	持続可能な事業運営	3-1 将来にわたる水源の確保	3-1 技術基盤の強化
				①埼玉県営水道との連携による広域的な水源確保 施策継続	①人材育成の強化
				②地下水の水源保全と管理 施策継続	3-2 経営基盤の強化
				3-2 健全な事業経営の推進	①業務の効率化 New
				①業務の効率化 施策継続	②適切な水道料金と施設整備の財源の確保
				②業務指標(PI)を活用した業務評価の実施 施策継続	③業務指標(PI)を活用した業務管理の充実
				3-3 技術基盤の確保、利用者サービスの向上	3-3 利用者サービスの向上
				①浄水場の運転管理体制の強化 実施済み	①広報の充実及び情報公開の推進
				②水質検査体制の確立 実施済み	②サービスの向上
				③職員の研修、意識改革等による人材の強化 施策継続	3-4 計画的な施設の更新・整備
				④技術管理体制の確立 実施済み	①設備の維持管理 New
				⑤広報の充実及び情報公開の推進 施策継続	②老朽化施設・設備の更新
				⑥サービスの向上 施策継続	③老朽管路の更新
				3-4 計画的な施設の更新・整備	3-5 資源の有効活用
				①老朽化施設の更新 施策継続	①有効率の維持
				②老朽管路の更新 施策継続	3-6 環境対策
				③高区配水区域の基幹管路の整備 実施済み	①ゼロカーボンへの取組の推進 New
				3-5 資源の有効活用	
				①有効率の維持 施策継続	
				3-6 省エネルギーの推進	
				①エネルギー利用の効率化 実施済み	

## (1) 安全

安全な給水を確保するため、「安心・安全な水道水の供給」「将来にわたる水源の確保」の2つの基本施策を中心にすべての住民が安心しておいしく飲める水道水の供給に努めていきます。

施策	具体的な施策	施策の概要
安心・安全な水道水の供給	① 統合的な水質管理	水源から給水栓に至るすべての段階において、水安全計画や水質検査計画に基づき、引き続き統合的な水質管理を行います。
将来にわたる水源の確保	① 埼玉県営水道との連携による広域的な水源確保	広域的な連携を通じて、水質事故や地震等の災害に強い給水体制を確保し、安定した水供給を目指します。
	② 地下水の水源保全と管理	自己水源である地下水の適正揚水に努め、取水施設の機能を維持させ、将来にわたって利用可能となるよう保全と管理に取り組みます。

## (2) 強靱

強靱な水道を構築するため、「地震対策」「危機管理体制の整備」の2つの基本施策を中心に、いつでもどこでも安定的に水道水を確保できるように努めていきます。

施策	具体的な施策	施策の概要
地震対策	① 管路の耐震化	基幹管路及び重要給水施設管路については、順次耐震性の高い管種に布設替えを行い、耐震化を進めます。 また、本水道ビジョン・経営戦略の改訂にあたり、基幹管路及び重要給水施設管路の定義の見直しを行いました。(図 9、図 10 参照)
	② 上下水道一体の耐震化	本町水道事業でも上下水道一体で耐震化を進めるための検討を行っていきます。
危機管理体制の整備	① 応急給水体制の充実	災害発生や水質事故等による給水停止事態においては、断水被害を最小化するために、応急給水体制の強化を図ります。
	② 応急給水に必要な資機材の管理	備蓄品は定期的に点検し、劣化や破損がないか確認を行います。
	③ 各種業務マニュアルの策定	水道事業危機管理マニュアルに基づいて、各業務に関する対策マニュアルの策定や見直しを行い、職員への周知を徹底していきます。
	④ 相互応援協定等による応急復旧体制の強化	本町では、日本水道協会や三芳町災害対策協力会と災害時の緊急支援に関する協定を締結しています。 災害発生に備えて、復旧資機材(補修材)の確保に取り組みます。



### (3) 持続

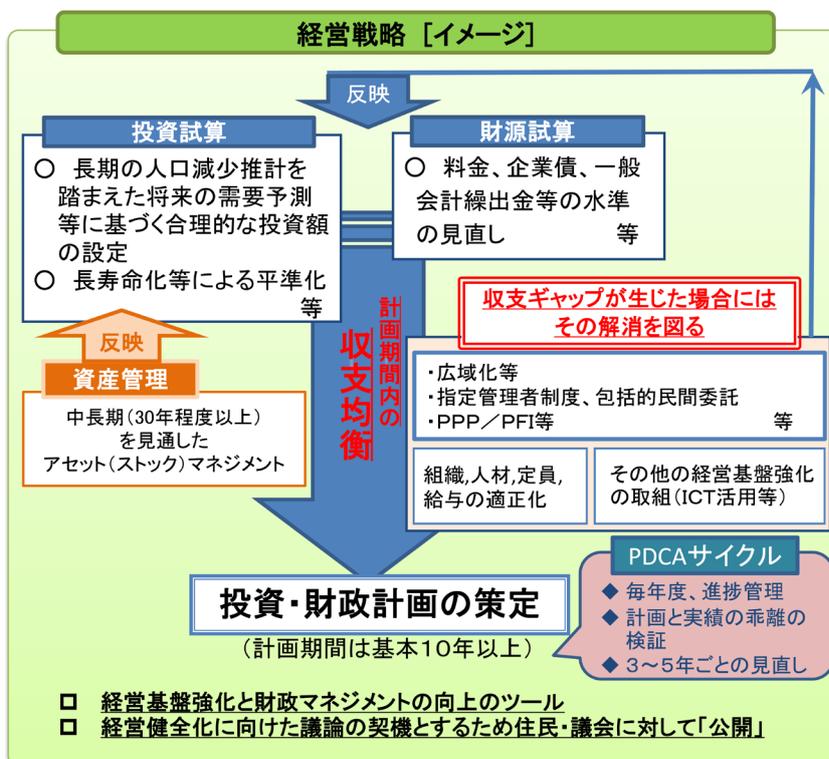
持続可能な事業を運営するため、「将来にわたる水源の確保」「健全な事業経営の推進」「技術基盤の確保、利用者サービスの向上」「計画的な施設の更新・整備」「資源の有効活用」「省エネルギーの推進」の6つの基本施策を中心に効率的な事業運営に努めています。

施策	具体的な施策	施策の概要
技術基盤の強化	① 人材育成の強化	ベテラン職員の知識や作業ノウハウを継承するためのOJTや内部研修、マニュアルの策定等、サポート体制の強化を図ります。
経営基盤の強化	① 業務の効率化	事業全般にわたるコスト縮減に努め、経営の安定化・健全化に向けた取組を進めます。
	② 適切な水道料金と施設整備の財源の確保	将来にわたって持続的に安定した事業運営及び経営基盤の強化を図るため、料金の見直しを検討します。
	③ 業務指標(PI)を活用した業務管理の充実	水道事業体の業務やサービス水準については、水道事業ガイドラインに基づく業務指標(PI)を活用し、定量的で経年的な変化傾向を分析して課題を洗い出し、業務改善を図ります。
利用者サービスの向上	① 広報の充実及び情報公開の推進	節水意識の向上や自助による水の備蓄について啓発活動を行い、水道事業への理解が深まるよう情報提供を行います。
	② サービスの向上	多様化する窓口業務の対応強化に向けて、DX化※を推進していきます。外国人や高齢者等の多様なニーズに応じて、円滑にサービスを提供するために、多言語翻訳機やコミュニケーションボードなどのツールを積極的に導入していきます。
計画的な施設の更新・整備	① 設備の維持管理	設備の維持管理を適切に行うことで、潜在的な故障要因を早期に発見し、重大な故障や高額な修理費用の低減を行います。
	② 老朽化施設・設備の更新	アセットマネジメントを通じて、施設の長寿命化を図りながら、計画的に浄水場の施設・設備の更新を行います。
	③ 老朽管路の更新	管路更新計画の策定に際しては、更新投資に係る財政負担への平準化を図り、管路の老朽度や地域特性に応じて、重要度が高いところから布設替えを行います。
資源の有効活用	① 有効率の維持	高い有効率を維持していくために、漏水防止対策に取り組めます。
環境対策	① ゼロカーボンへの取組の推進	環境へ配慮した新しい技術の導入や製品、プロセス等を検討し、更なる環境負荷の軽減に努めていきます。 (太陽光発電と蓄電池による再生可能エネルギーの活用)

※ DX化とは、デジタル技術を活用して、業務プロセス等を効率化し、生産性を向上させることです。

## 第6章 投資・財政計画

水道事業において健全な経営を持続させるには、事業やサービスの提供を安定的に継続するために必要な水道インフラに対する投資を適切に見込んだ上で、投資・財政計画を策定することが重要です。そのためには、「投資試算」(投資事業にかかる費用の見通し)と「財源試算」(水道料金収入などの財政見通し)を均衡させ、計画期間内で黒字となるように収支見通しを試算する必要があります。本町では、定期的な財務分析により経営課題を抽出し、改善策に基づいて経営戦略の見直しを行っています。



出典:総務省 全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議(令和3年1月25日開催)公営企業課関係資料「資料1-3 公営企業「経営戦略」の策定・改定の推進について」

図 11 経営戦略(投資・財政計画)の概要

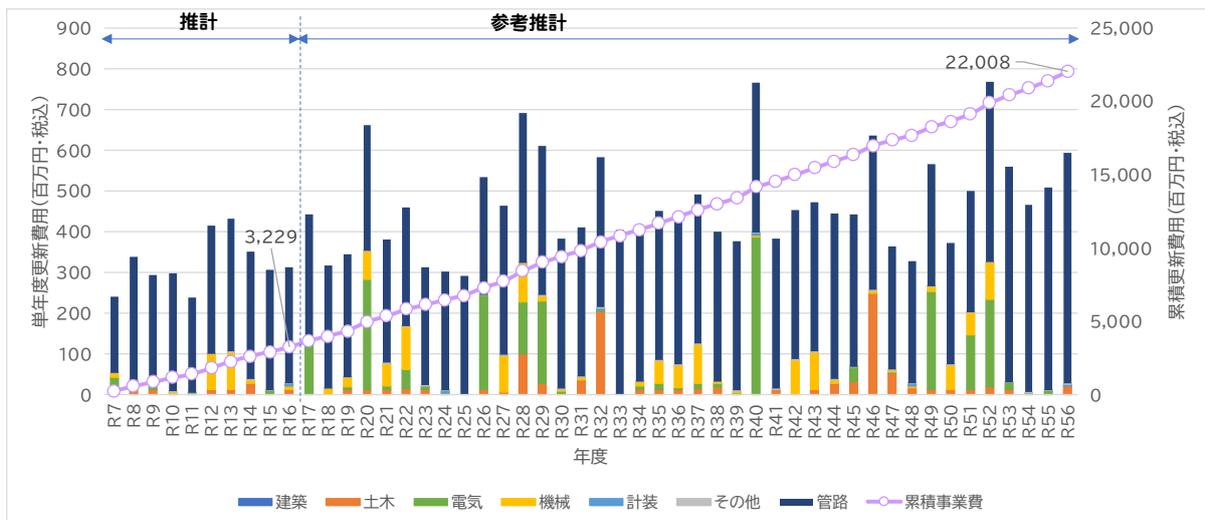
# 1 投資計画

投資計画では、今後 50 年間に必要な更新費用を見据えたうえで、適切な計画による施設整備を行うことができるように、中長期にわたって費用を平準化し、令和 7 年度から令和 16 年度までの投資計画を策定しました。(図 12 参照)

更新費用の算出に用いる更新基準年数は、水道インフラの適切な維持管理により長寿命化を図ることで、法定耐用年数ではなく、実使用年数<sup>※</sup>を考慮した更新基準として設定します。

管路の更新工事については、図 13 に示すとおり、地震において基幹管路や病院・避難所などの重要給水施設までの給水を確保するため、耐震化を図ります。また、緊急輸送道路下に埋設されている管路も、災害時に漏水が発生した場合、緊急輸送や交通の妨げになり、被害の拡大なる可能性があるため、重要給水施設管路と並行して、耐震化を進めていきます。

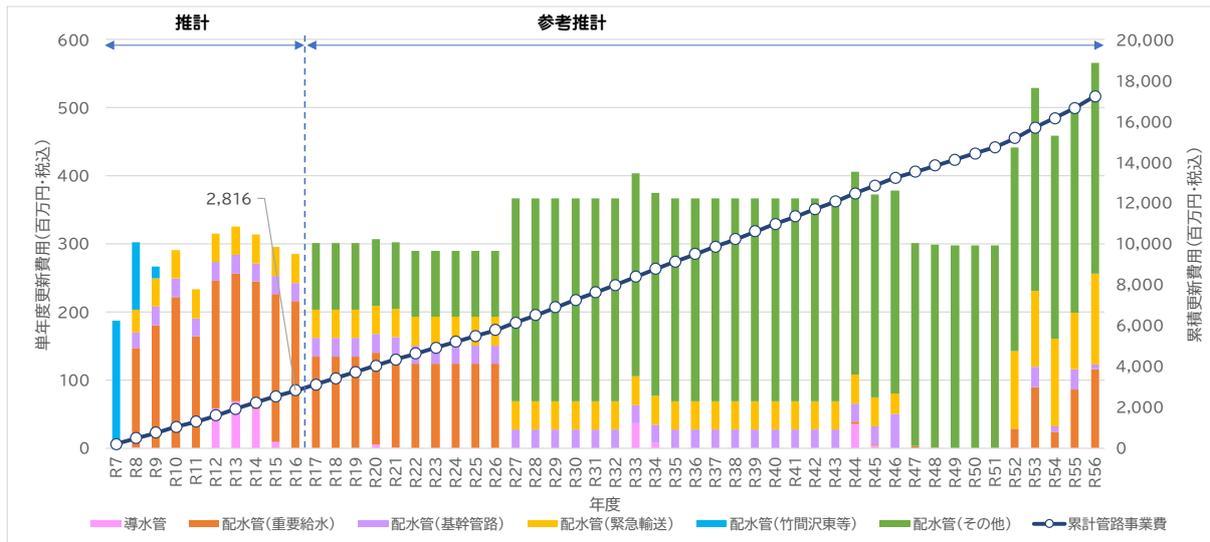
※厚生労働省が示した「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を基に、全国の平均的な使用年数を参考に設定した実際に使用可能と想定される年数



(単位:百万円・税込)

工種別	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
建築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木	15	14	14	3	0	14	14	29	0	14	116
電気	28	12	7	0	4	0	0	0	10	0	61
機械	10	4	4	4	0	85	91	9	0	7	214
計装	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	12
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
管路	188	302	267	291	233	315	325	314	295	285	2,816
単年度更新費用 計	241	339	293	299	238	415	431	352	307	313	3,229
累積更新費用	241	580	874	1,172	1,411	1,826	2,257	2,609	2,916	3,229	

図 12 更新費用を平準化した施設全体の投資計画



(単位：百万円・税込)

管路名	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
導水管	10	1	0	0	0	58	69	57	9	0	204
配水管(重要給水)	0	146	181	222	164	188	188	188	217	216	1,710
配水管(基幹管路)	0	23	27	27	27	27	27	27	27	27	239
配水管(緊急輸送)	0	33	42	42	42	42	42	42	42	42	369
配水管(竹間沢東等)	178	99	17	0	0	0	0	0	0	0	294
配水管(その他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単年度更新費用 計	188	302	267	291	233	315	325	314	295	285	2,816
累積更新費用	188	490	757	1,048	1,281	1,596	1,922	2,235	2,531	2,816	

図 13 更新費用を平準化した管路の投資計画

## 2 財政計画

投資計画を踏まえ、令和 7 年度～令和 16 年度の財政計画を策定しました。財政シミュレーションの設定条件は、表 3 に示すとおりです。

現在の料金体系(ケース1:現行料金)では、給水収益の減少に伴い、収益的収入が減少しています。一方で、県水の受水費が上昇していることや、水道インフラの更新および管路の耐震化のための投資額が増加しているため、減価償却などの収益的支出が増加しています。この状況により、令和 7 年度以降は収益的支出が収益的収入を上回り、赤字経営になることが見込まれます。そのため、経営状況を健全に保つためには、水道料金の見直しが必要となります。

そのため、「適切な水道料金と施設整備の財源の確保」の施策の参考として、料金改定率の検討を行いました。

料金改定を令和 8 年度中に 30%値上げした場合(ケース2:料金改定)は、給水収益が増加し、令和 16 年度まで黒字経営が維持される見込みとなります。

これらの結果を踏まえて、今後、適切な水道料金の見直しを検討します。

表 3 検討ケース

ケース	料金改定	供給単価
ケース1: 現行料金	現況の料金水準で経営を行った場合	133.82 円/m <sup>3</sup> (令和 5 年度実績基準)
ケース2: 料金改定	料金改定を令和 8 年度に行った場合 (料金改定率 令和8年度 30%値上げ (令和 5 年度実績基準))	R8 173.97 円/m <sup>3</sup> (30%値上げ)

※県水受水費は、ケース1とケース2ともに、R7 年度まで 61.78 円/m<sup>3</sup>、R8 年度以降から改定単価(74.74 円/m<sup>3</sup>)により設定

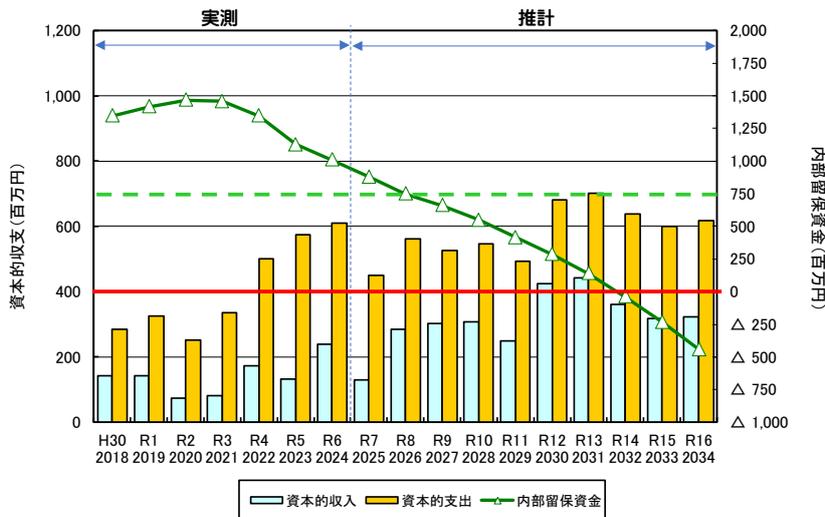
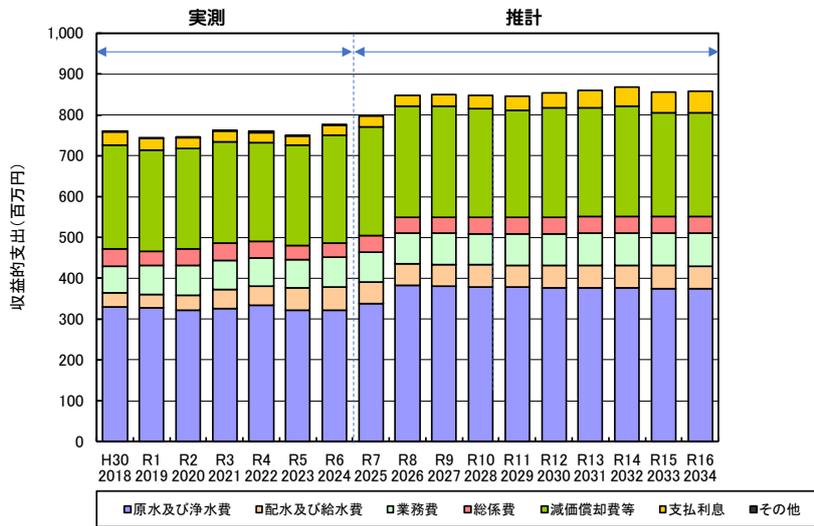
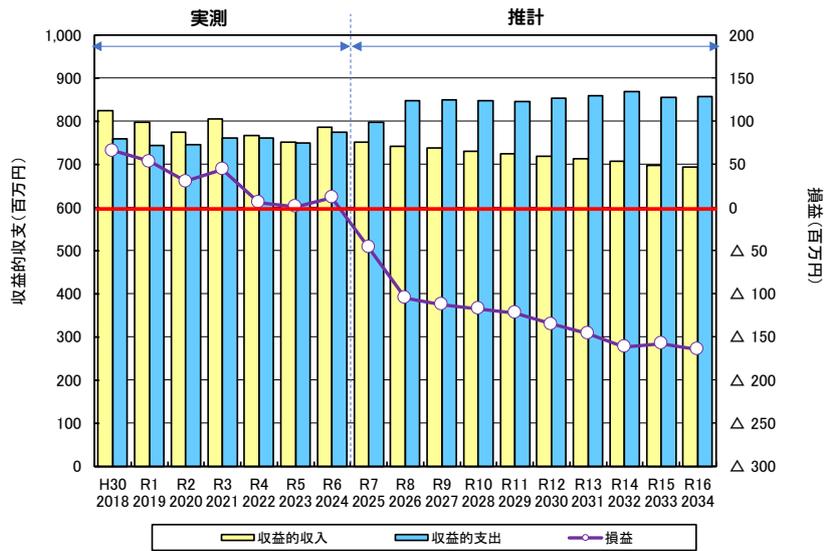


図 14 投資・財政計画(収支計画)(ケース1:現行料金)

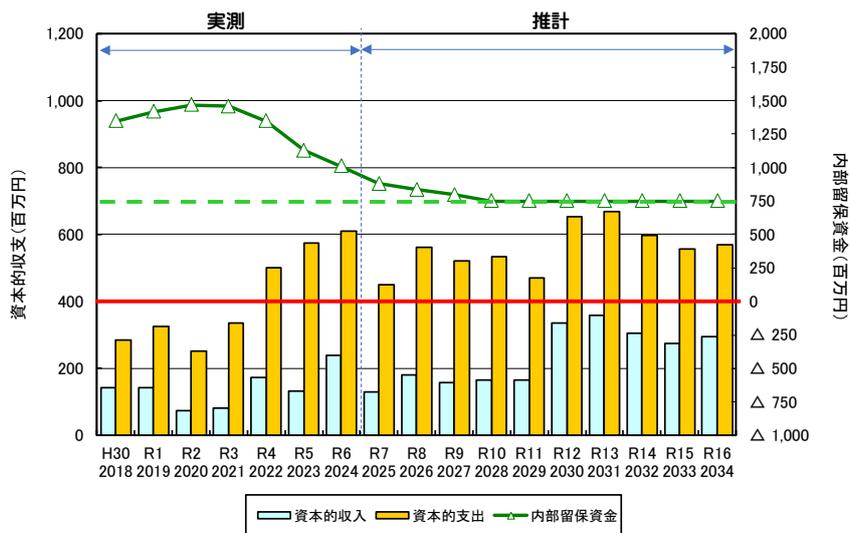
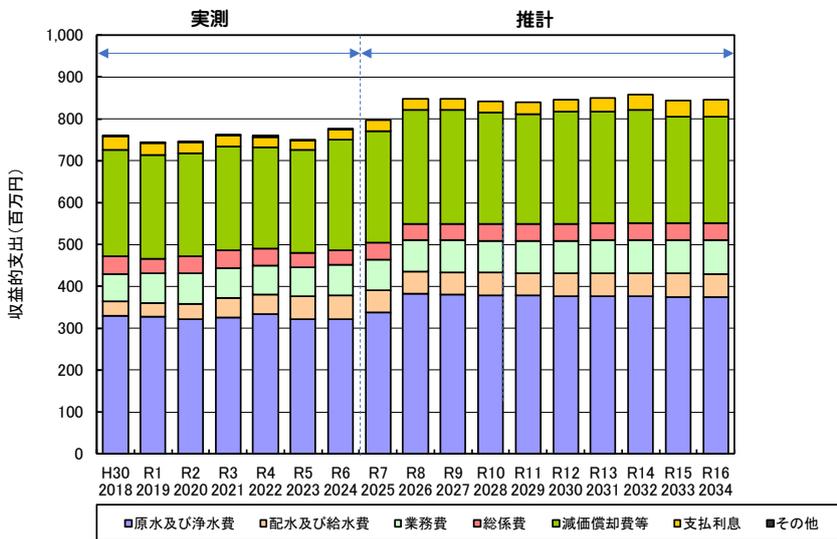
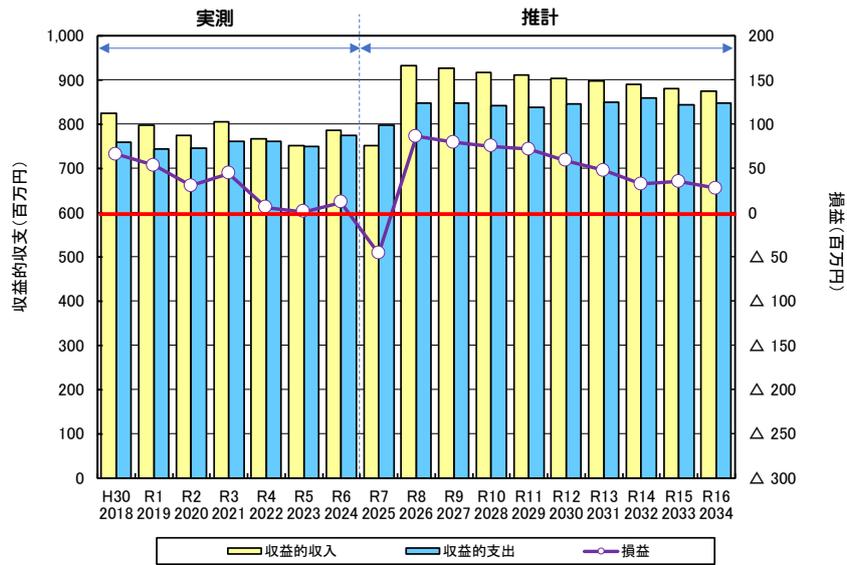


図 15 投資・財政計画(収支計画)(ケース2:料金改定)

## 第7章 ビジョンの実現に向けて

本水道ビジョン・経営戦略については、図 16 に示すように、PDCA サイクルに基づき、「計画策定 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action)」を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

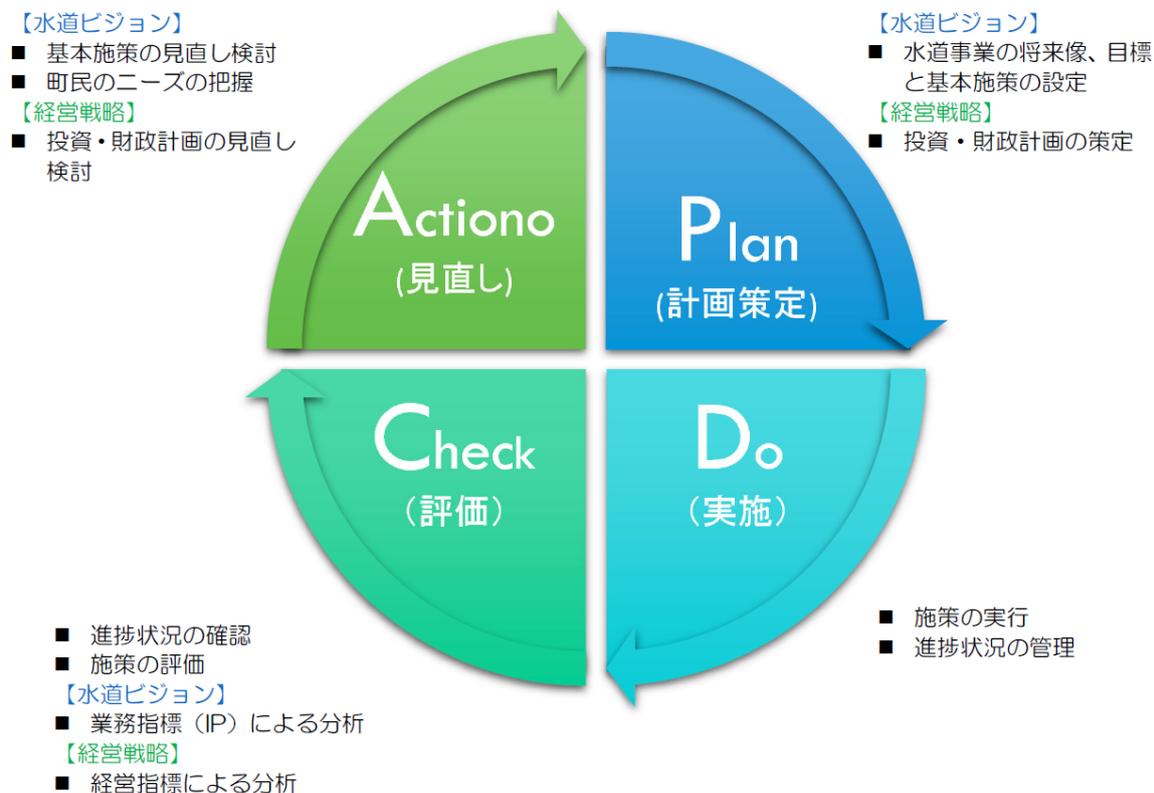


図 16 PDCA サイクル

### 三芳町水道ビジョン・経営戦略【概要版】

令和 7 年 4 月 改訂

三芳町

計画期間 令和 7 年度～令和 16 年度